規則第二十九条第一号ハ、研開炉規則第七十三条第一号ハ、受託貯蔵規則第二条第六号ハ及び第一種埋設規則第五十三条第一号ハの原子力規制委員会の定める表面密度限度は、次表のとおりとする。

［略］

（放射線業務従事者の線量限度）

第五条　製錬規則第七条の七第四号、試験炉規則第八条第一項第一号、核燃料物質使用規則第二条の十一の四第一項第一号、加工規則第七条の三第一項第一号、核原料物質使用規則第二条第五号イ及び第十一号の二ハ、再処理規則第十条第一項第一号、実用炉規則第七十九条第一項第一号、第二種埋設規則第十五条第一項第一号、廃棄物管理規則第二十八条第一項第一号、貯蔵規則第三十条第一項第一号、研開炉規則第七十四条第一項第一号、受託貯蔵規則第二条第八号イ並びに第一種埋設規則第五十四条第一項第一号の原子力規制委員会の定める線量限度は、等価線量について次のとおりとする。

［一～三　略］

十九条第一号ハ、研開炉規則第七十三条第一号ハ、受託貯蔵規則第二条第六号ハ及び第一種埋設規則第五十三条第一号ハの原子力規制委員会の定める表面密度限度は、次表のとおりとする。

［同上］

（放射線業務従事者の線量限度）

第五条　製錬規則第七条の七第四号、試験炉規則第八条第一項第一号、核燃料物質使用規則第三条第六号イ、加工規則第七条の三第一項第一号、核原料物質使用規則第二条第五号イ及び第十一号の二ハ、再処理規則第十条第一項第一号、実用炉規則第七十九条第一項第一号、第二種埋設規則第十五条第一項第一号、廃棄物管理規則第二十八条第一項第一号、貯蔵規則第三十条第一項第一号、研開炉規則第七十四条第一項第一号、受託貯蔵規則第二条第八号イ並びに第一種埋設規則第五十四条第一項第一号の原子力規制委員会の定める線量限度は、等価線量について次のとおりとする。

［一～三　同上］

2　製錬規則第七条の七第四号、試験炉規則第八条第一項第一号、核燃料物質使用規則第二条の十一の四第一項第一号、加工規則第七条の三第一項第一号、核原料物質使用規則第二条第五号イ及び第十一号の二ハに掲げる線量限度については、第四号の規定は適用しない。

［一～四　略］

2　製錬規則第七条の七第四号、試験炉規則第八条第一項第一号、核燃料物質使用規則第三条第六号イ、加工規則第七条の三第一項第一号、核原料物質使用規則第二条第五号イ及び第十一号の二ハ、再処理規則第十条第一項第一号、実用炉規則第七十九条第一項第一号、第二種埋設規則第十五条第一項第一号、廃棄物管理規則第二十八条第一項第一号、貯蔵規則第三十条第一項第一号、研開炉規則第七十四条第一項第一号、受託貯蔵規則第二条第八号イ並びに第一種埋設規則第五十四条第一項第一号の原子力規制委員会の定める線量限度は、等価線量について次のとおりとする。

［一～三　同上］

（放射線業務従事者に係る濃度限度）

第六条　試験炉規則第八条第一項第二号、核燃料物質使用規則第二条の十一の四第一項第二号、加工規則第七条の三第一項第二号、核原料物質使用規則第二条第五号ロ、再処理規則第十条第一項第二号、実用炉規則第七十九条第一項第二号、第二種埋設規則第十五条第一項第二号、廃棄物管理規則第二十八条第一項第二号、貯蔵規則第三十条第一項第二号、研開炉規則第七十四条第一項第二号、受託貯蔵規則第二条第八号ロ及び第一種埋設規則第五十四条第一項第二号の原子力規制委員会の定める濃度限度は、三月間についての平均濃度が次のとおりとする。

［一～五　略］

（緊急作業に係る放射線業務従事者の線量限度）

第七条　試験炉規則第八条第二項、核燃料物質使用規則第二条の十一の四第二項、加工規則第七条の三第二項、再処理規則第十条第二項、実用炉規則第七十九条第二項、第二種埋設規則第十五条第二項、廃棄物管理規則第二十八条第二項、貯蔵規則第三十条第二項、研開炉規則第七十四条第二項、受託貯蔵規則第四条第二項及び第一種埋設規則第五十四条第二項の原子力規制委員会の定める線量限度は、実効線量について百ミリシーベルト、眼の水晶体の等価線量について三百ミリシーベルト及び皮膚の等価線量について一シーベルトとする。

2　前項の規定にかかわらず、原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二条第三号に規定する原子力事業者をいう。以下同じ。）の原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第二条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。以下同じ。）により次のいずれかの事象が発生した場合の試験炉規則第八条第二

（放射線業務従事者に係る濃度限度）

第六条　試験炉規則第八条第一項第二号、核燃料物質使用規則第三条第六号ロ、加工規則第七条の三第一項第二号、核原料物質使用規則第二条第五号ロ、再処理規則第十条第一項第二号、実用炉規則第七十九条第一項第二号、第二種埋設規則第十五条第一項第二号、廃棄物管理規則第二十八条第一項第二号、貯蔵規則第三十条第一項第二号、研開炉規則第七十四条第一項第二号、受託貯蔵規則第二条第八号ロ及び第一種埋設規則第五十四条第一項第二号の原子力規制委員会の定める濃度限度は、三月間についての平均濃度が次のとおりとする。

［一～五　同上］

（緊急作業に係る放射線業務従事者の線量限度）

第七条　試験炉規則第八条第二項、核燃料物質使用規則第八条第二項、加工規則第七条の三第二項、再処理規則第十条第二項、実用炉規則第七十九条第二項、第二種埋設規則第十五条第二項、廃棄物管理規則第二十八条第二項、貯蔵規則第三十条第二項、研開炉規則第七十四条第二項、受託貯蔵規則第四条第二項及び第一種埋設規則第五十四条第二項の原子力規制委員会の定める線量限度は、実効線量について百ミリシーベルト、眼の水晶体の等価線量について三百ミリシーベルト及び皮膚の等価線量について一シーベルトとする。

2　前項の規定にかかわらず、原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二条第三号に規定する原子力事業者をいう。以下同じ。）の原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第二条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。以下同じ。）により次のいずれかの事象が発生した場合の試験炉規則第八条第二